

# 林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>表紙（省略）</p> <p>総目次（省略）</p> <p>目次（省略）</p>	<p>表紙（省略）</p> <p>総目次（省略）</p> <p>目次（省略）</p>	
<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第1101条～第1102条</b>（省略）</p> <p><b>第1103条 調査等業務に関する一般事項及び調査等業務の区分等</b></p> <p>1 （省略）</p> <p>2 調査等業務の区分及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 地質調査、試験、解析等に類する業務及び地すべり調査業務を、第2編に規定する。</p> <p>イ～ウ （省略）</p> <p><b>第1104条 受発注者の責務</b></p> <p>1 受注者は、契約の履行に当たって調査等業務の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>3 受注者は、業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p><b>第1105条～第1108条</b>（省略）</p> <p><b>第1109条 管理技術者等</b></p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 管理技術者の資格要件</p> <p>（1）地質調査業務及び設計業務については、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が、第1302条第2項から第4項までの場合は、地質調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、業務に該当する資格（※1）の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。）を管理技術者としてすることができる。</p> <p>また、業務の範囲が治山構造物の設計において、発注者が構造物の位置、構造及び規模等を指示する場合は、治山の設計業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、業務に該当する資格（※2）の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。）を管理技術者としてすることができる。</p> <p>※1：業務に該当する資格は、地質調査技士、林業技士等という。</p> <p>※2：業務に該当する資格は、林業技士等という。</p>	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第1101条～第1102条</b>（省略）</p> <p><b>第1103条 調査等業務に関する一般事項及び調査等業務の区分等</b></p> <p>1 （省略）</p> <p>2 調査等業務の区分及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 地質+土質調査、試験、解析等に類する業務及び地すべり調査業務を、第2編に規定する。</p> <p>イ～ウ （省略）</p> <p><b>第1104条 受発注者の責務</b></p> <p>受注者は、契約の履行に当たって調査等業務の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p><b>第1105条～第1108条</b>（省略）</p> <p><b>第1109条 管理技術者等</b></p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 管理技術者の資格要件</p> <p>（1）地質+土質調査業務及び設計業務については、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が、第1302条第2項から第4項までの場合は、地質+土質調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、業務に該当する資格（※1）の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。）を管理技術者としてすることができる。</p> <p>また、業務の範囲が治山構造物の設計において、発注者が構造物の位置、構造及び規模等を指示する場合は、治山の設計業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、業務に該当する資格（※2）の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。）を管理技術者としてすることができる。</p> <p>※1：業務に該当する資格は、地質調査技士、林業技士等という。</p>	

# 林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>(2) (省略)</p> <p><b>第1110条～第1112条</b> (省略)</p> <p><b>第1113条 打合せ等</b></p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5 (省略)</p> <p><b>第1114条～第1139条</b> (省略)</p> <p><b>第1140条 保険加入の義務</b></p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p><b>第1141条～第1143条</b> (省略)</p>	<p>※2：業務に該当する資格は、林業技士等をいう。</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>第1110条～第1112条</b> (省略)</p> <p><b>第1113条 打合せ等</b></p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5 (省略)</p> <p><b>第1114条～第1139条</b> (省略)</p> <p><b>第1140条 保険加入の義務</b></p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><b>第1141条～第1143条</b> (省略)</p>	
<p><b>第2編 地質調査等</b></p> <p><b>第1章 地質調査</b></p> <p><b>第1 機械ボーリング</b></p> <p><b>第1201条～第1202条</b> (省略)</p> <p><b>第1203条 ボーリング調査等</b></p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 検尺</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔現場のうネロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p>6 (省略)</p> <p><b>第1204条</b> (省略)</p> <p><b>第2～第6</b> (省略)</p> <p><b>第4 スクリューウエイト貫入試験 (旧 スウェーデン式サウンディング試験)</b></p> <p><b>第1212条 目的</b></p> <p>スクリューウエイト貫入試験 (旧 スウェーデン式サウンディング試験) は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p><b>第1213条 試験等</b></p> <p>1 試験方法及び器具は、JISA1221 (スクリューウエイト貫入試験 (旧 スウェーデン式サウンディング試験)) によるものとする。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p><b>第1214条 成果物</b></p> <p>(省略)</p>	<p><b>第2編 地質調査等</b></p> <p><b>第1章 地質調査</b></p> <p><b>第1 機械ボーリング</b></p> <p><b>第1201条～第1202条</b> (省略)</p> <p><b>第1203条 ボーリング調査等</b></p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 検尺</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうネロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p>6 (省略)</p> <p><b>第1204条</b> (省略)</p> <p><b>第2～第3</b> (省略)</p> <p><b>第4 スウェーデン式サウンディング試験</b></p> <p><b>第1212条 目的</b></p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p><b>第1213条 試験等</b></p> <p>1 試験方法及び器具は、JISA1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) によるものとする。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p><b>第1214条 成果物</b></p> <p>(省略)</p>	

# 林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JISAI221 (スクリーウエイト貫入試験 (旧 スウェーデン式サウンディング試験)) により整理し提出するものとする。</p> <p>第5～第6 (省略)</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JISAI221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p>第5～第6 (省略)</p>	
<p><b>第2章 解析等調査業務</b></p> <p><b>第1301条 目的</b></p> <p>1 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第1302条～第1303条 (省略)</p>	<p><b>第2章 解析等調査業務</b></p> <p><b>第1301条 目的</b></p> <p>1 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質→土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質→土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第1302条～第1303条 (省略)</p>	
<p>第3章～第8章 (省略)</p>	<p>第3章～第8章 (省略)</p>	
<p><b>第3編 測量</b></p> <p><b>第1章 路線測量</b></p> <p><b>第1節 測量に関する一般事項</b></p> <p>第2201条～第2202条 (省略)</p> <p>第2203条 測量の精度等</p> <p>測量の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。</p> <p>表2-2 測量の精度 (表 省略)</p> <p>※上表の精度を標準とするが、これより高精度による測量成果を妨げるものではない。</p> <p>表2-3 測定単位 (表 省略)</p> <p>※上表の精度を標準とするが、これより高精度による測量成果を妨げるものではない。</p> <p>第2204条～第2207条 (省略)</p> <p>第2節～第8節 (省略)</p> <p>第2章～第4章 (省略)</p>	<p><b>第3編 測量</b></p> <p><b>第1章 路線測量</b></p> <p><b>第1節 測量に関する一般事項</b></p> <p>第2201条～第2202条 (省略)</p> <p>第2203条 測量の精度等</p> <p>測量の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。</p> <p>表2-2 測量の精度 (表 省略)</p> <p>表2-3 測定単位 (表 省略)</p> <p>第2204条～第2207条 (省略)</p> <p>第2節～第8節 (省略)</p> <p>第2章～第4章 (省略)</p>	
<p><b>第4編 設計</b></p> <p><b>第1章 設計業務等一般</b></p> <p>第3201条～第3211条 (省略)</p> <p>第3212条 環境配慮の条件</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第1041号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>第3213条 (省略)</p>	<p><b>第4編 設計</b></p> <p><b>第1章 設計業務等一般</b></p> <p>第3201条～第3211条 (省略)</p> <p>第3212条 環境配慮の条件</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年<del>日</del>法律第1041号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>第3213条 (省略)</p>	

# 林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																
<p><b>第2章 治山設計業務</b></p> <p><b>第1～第2</b> (省略)</p> <p><b>第3 流路工</b></p> <p><b>第3309条</b> (省略)</p> <p><b>第3310条 成果物</b></p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1119条成果物の提出に従い2部納品するものとする。</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 流路工実施設計</p> <p>表3-8 流路工実施設計の成果物一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計図</td> <td>(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図</td> <td>1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>9 (省略)</p> <p><b>第4 山腹工等</b></p> <p><b>第3311条 山腹工設計</b></p> <p>1 設計内容</p> <p>山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 基本事項検討</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 現地調査</p> <p>山腹工の工種、配置、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的條件の調査並びに資料収集を行うものとする。</p> <p>4 基本事項検討</p> <p>現地調査の結果及び設計条件等に基づき、<b>複数案を比較して</b>工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化</p>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ結果とりまとめ			基本事項検討	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件			施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計			施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100		<p><b>第2章 治山設計業務</b></p> <p><b>第1～第2</b> (省略)</p> <p><b>第3 流路工</b></p> <p><b>第3309条</b> (省略)</p> <p><b>第3310条 成果物</b></p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1119条成果物の提出に従い2部納品するものとする。</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 流路工実施設計</p> <p>表3-8 流路工実施設計の成果物一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計 <del>(3) 仮設構造</del></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計図</td> <td>(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図</td> <td>1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>9 (省略)</p> <p><b>第4 山腹工等</b></p> <p><b>第3311条 山腹工設計</b></p> <p>1 設計内容</p> <p>山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 基本事項の<b>決定</b></p> <p>(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 現地調査</p> <p>山腹工の工種、配置、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的條件の調査並びに資料収集を行うものとするが、<b>治山全体計画がある場合は、現地確認を行うものとする。</b></p> <p>4 基本事項の<b>決定</b></p> <p>現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構</p>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ結果とりまとめ			基本事項検討	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件			施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計			施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計 <del>(3) 仮設構造</del>			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100		
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																															
現地踏査	現地写真、ルートマップ結果とりまとめ																																																																																	
基本事項検討	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件																																																																																	
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計																																																																																	
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計																																																																																	
数量計算	数量計算書																																																																																	
照査	照査報告書																																																																																	
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項																																																																																	
報告書作成	報告書																																																																																	
実施設計図	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100																																																																																
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																															
現地踏査	現地写真、ルートマップ結果とりまとめ																																																																																	
基本事項検討	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件																																																																																	
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計																																																																																	
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計 <del>(3) 仮設構造</del>																																																																																	
数量計算	数量計算書																																																																																	
照査	照査報告書																																																																																	
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項																																																																																	
報告書作成	報告書																																																																																	
実施設計図	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100																																																																																

# 林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。</p> <p>5 山腹工の設計</p> <p>山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 施設設計</p> <p>基本事項<b>検討の結果</b>に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工に必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p><b>第3312条～第3318条</b> (省略)</p> <p><b>第3319条 成果物</b></p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1119条成果物の提出に従い2部納品するものとする。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 水土保全治山等の成果物</p> <p><b>治山ダム設計</b>(表3-3 <b>治山ダム設計B</b>実施設計の成果物(簡略版)一覽)及び山腹工設計(表3-9山腹工等設計の成果物一覽)に準ずる。</p> <p><b>第5 地すべり防止工</b></p> <p><b>第3320条～第3321条</b> (省略)</p> <p><b>第3322条 抑制工の設計</b></p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 集水井工の設計</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 設計図作成</p> <p>平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>7～13 (省略)</p> <p><b>第3323条</b> (省略)</p> <p><b>第3324条 治山ダム工等の設計</b></p> <p>第3302条 <b>治山ダム</b>工実施設計に準ずる。</p> <p><b>第3325条～第3327条</b> (省略)</p> <p><b>第6</b> (省略)</p>	<p>造物の配置を決定するものとする。</p> <p>5 山腹工の設計</p> <p>山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 施設設計</p> <p>基本事項の<b>決定</b>に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工に必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p><b>第3312条～第3318条</b> (省略)</p> <p><b>第3319条 成果物</b></p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1119条成果物の提出に従い2部納品するものとする。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 水土保全治山等の成果物</p> <p><b>溪間工設計</b>(表3-3 <b>溪間工</b>実施設計の成果物(簡略版)一覽)及び山腹工設計(表3-9山腹工等設計の成果物一覽)に準ずる。</p> <p><b>第5 地すべり防止工</b></p> <p><b>第3320条～第3321条</b> (省略)</p> <p><b>第3322条 抑制工の設計</b></p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 集水井工の設計</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 設計図作成</p> <p>平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する<b>もの</b>。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>7～13 (省略)</p> <p><b>第3323条</b> (省略)</p> <p><b>第3324条 治山ダム工等の設計</b></p> <p>第3302条 <b>溪間工</b>実施設計に準ずる。</p> <p><b>第3325条～第3327条</b> (省略)</p> <p><b>第6</b> (省略)</p>	
<p><b>第3章 治山計画作成等業務</b></p> <p><b>第1 山地治山等調査</b></p> <p><b>第3401条～第3409条</b> (省略)</p> <p><b>第3410条 荒廃危険地調査</b></p> <p>荒廃危険地調査は、崩壊の発生、土石流の発生、流木の発生の危険性がある箇所及び発生時の状況等を推定</p>	<p><b>第3章 治山計画作成等業務</b></p> <p><b>第1 山地治山等調査</b></p> <p><b>第3401条～第3409条</b> (省略)</p> <p><b>第3410条 荒廃危険地調査</b></p> <p>荒廃危険地調査は、崩壊の発生、土石流の発生、流木の発生の危険性がある箇所及び発生時の状況等を推定</p>	

## 林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>するため、次の各号により調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 流木発生の推定</p> <p>崩壊及び土石流発生の推定を行った後、その範囲に存在する立木、また、山腹斜面における倒木や溪床に堆積している流木から、流木発生及び流木量を推定する。</p> <p><b>第3411条～第3418条</b> (省略)</p> <p><b>第2～第3</b> (省略)</p> <p><b>第4章～第5章</b> (省略)</p> <p><b>第6章 林道全体計画調査</b></p> <p><b>第3701条～第3702条</b> (省略)</p> <p><b>第3703条 基本計画の策定</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 基本計画の策定</p> <p>基本計画の策定は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 路線全体計画</p> <p>路線全体計画は、次の各項目及び表7-4「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>第3704条～第3708条</b> (省略)</p>	<p>するため、次の各号により調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 流木発生の推定</p> <p>崩壊及び土石流発生の推定を行った後、その範囲に存在する立木、また、山腹斜面における倒木や溪床に体積している流木から、流木発生及び流木量を推定する。</p> <p><b>第3411条～第3418条</b> (省略)</p> <p><b>第2～第3</b> (省略)</p> <p><b>第4章～第5章</b> (省略)</p> <p><b>第6章 林道全体計画調査</b></p> <p><b>第3701条～第3702条</b> (省略)</p> <p><b>第3703条 基本計画の策定</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 基本計画の策定</p> <p>基本計画の策定は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 路線全体計画</p> <p>路線全体計画は、次の各項目及び表7-1「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>第3704条～第3708条</b> (省略)</p>	
<p><b>第5編</b> (省略)</p>	<p><b>第5編</b> (省略)</p>	